

議案第 73 号

狭山市個人情報の保護に関する法律施行条例

条例別紙のとおり

令和 4 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る手数料等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

## 別紙

### 狹山市個人情報保護に関する法律施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### (開示請求に係る手数料等)

第3条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、法第87条第1項に規定する写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

#### (審議会への諮問)

第4条 市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、狹山市情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成2年条例第2号）第1条に規定する狹山市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (狹山市個人情報保護条例の廃止)

2 狹山市個人情報保護条例（平成15年条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

#### (経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う市の公の施設の管理に係る業務に従事していた者

4 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項又は第38条第1項若しくは第2項に規定する請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。